

# 五城目町地域活性化支援センター—使用者募集要項

## 1 施設の概要

- ・ 名 称 五城目町地域活性化支援センター
- ・ 住 所 秋田県南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台 1 1 7 番地 1
- ・ 敷地面積 13,401 m<sup>2</sup> 建物面積 3,263 m<sup>2</sup> (木造 2 階建 築 20 年)

## 2 使用者を募集する施設

- ・ 事業支援室 9 室

105 号室 (旧家庭科室 79.9 m<sup>2</sup>)

106 号室 (旧準備室 21.8 m<sup>2</sup>)

107 号室 (旧準備室 21.8 m<sup>2</sup>)

108 号室 (旧校長室 32.4 m<sup>2</sup>)

111 号室 (旧厨房 ※休憩室含む 93.7 m<sup>2</sup>)

204 号室 (旧教室 51.0 m<sup>2</sup>)

207 号室 (旧準備室 21.8 m<sup>2</sup>)

208 号室 (旧準備室 21.8 m<sup>2</sup>)

209 号室 (旧教材室 16.2 m<sup>2</sup>)

※ 111 号室については、飲食、仕出し等、食に関する事業を目的に使用するものに限る。(詳細は個別にご相談、ご確認ください。)

※ 209 号室については、その他の事業支援室を 1 室使用し、2 室目として使用するものに限る。(ただし事務所としての使用は不可。倉庫として使用すること。)

## 3 施設使用の期間

使用期間は、5 年以内とします。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、最長で 10 年間使用できます。

#### 4 使用料

- ・ 事業支援室 1室 20,000円（1か月）
- ・ 下記の費用は使用者の負担となります。
  - ① 電話・電気等の使用に係る料金。
  - ② 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用。
  - ③ 事業活動に伴い発生した廃棄物の処理に要する費用。
  - ④ 使用者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用。

#### 5 使用者の主な要件

- ① 起業等により地域における新たな事業等を創出する方。
- ② 地域産業及びコミュニティ活動の振興に寄与することが期待できる事業を行う方。
- ③ 風俗営業、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくない事業等を目的として施設を使用しないこと。
- ④ 政治的・宗教的活動を目的として施設を使用しないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体及び個人ではないこと。

#### 6 申し込み方法等

##### ○ 募集期間について

事業支援室の公募期間を次のとおり定める。

令和2年12月14日（月）から令和3年1月15日（金）まで

##### ○ 受付期間について

土日祝日及び12月31日から1月5日の期間を除く午前9時から午後5時まで  
（郵送による申請も可能です。）

##### ○ 受付場所及び提出先

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1

五城目町まちづくり課（電話 018-852-5361）

## 7 提出書類

募集期間内に、次の書類等を準備し提出してください。

提出書類	法人	個人	グループ
申請書	○	○	○ (構成員名簿添付)
事業計画書	○	○	○
企業概要書	○	×	×
定款	○	×	×
法人登記簿謄本又は住民票の写し	法人登記簿謄本	住民票の写し	代表者の住民票の写し
国税及び地方税の納税証明書	○	○ (町税の納税証明)	○ (町税の納税証明)

## 8 審査と選考

五城目町地域活性化支援センター起業等支援施設使用者審査会において、審査のうえ使用者を決定し、「使用許可書」を交付します。

申請者には、審査会において15分程度のプレゼンテーションを実施していただきます。

### 【お問い合わせ先】

五城目町まちづくり課 川村（かわむら）

電話 018-852-5361

F A X 018-852-3151

Eメール tag@town.gojome.lg.jp